

8 令和4年度事業計画書  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益目的事業 I (暴力団犯罪被害防止事業)
1 広報啓発事業
(1) 暴力団追放石川県民大会の開催 令和4年大会を白山警察署管内(白山市鶴来総合文化会館「クレイン」)で開催する。暴力団排除活動団体や事業者、県民などに広く大会への参加を呼びかけ、大会では、暴力団追放活動功労表彰を行うなど、暴力団追放意識の高揚と県民総ぐるみによる暴力団追放運動の推進を図る。
(2) 広報啓発資料の作成・配布 センター機関誌や広報啓発冊子・ポスター等の作成・配布、広報啓発用視聴覚教材の購入・貸出を行う。
(3) 広報媒体の活用 新聞、テレビ、ラジオ等の媒体を積極的に活用した広報を推進する。
2 調査監視事業
(1) 調査研究活動 全国暴力追放運動推進センター及び各都道府県暴力追放運動推進センターと連携して、暴力団の実態等について調査を行い、調査結果を広報や相談、講習等の事業に活用する。
(2) 不当要求アンケート調査の実施 暴力団等からの不当要求による被害の実態を把握するため、不当要求防止責任者講習において、アンケート調査を実施し、調査結果を広報や相談、講習等の事業に活用する。
(3) 民事介入暴力等対策研究会の開催 センターと警察、金沢弁護士会が、民事介入暴力事案等に対し、連携して適切な対策を講じることを目的に締結している三者協定に基づいて、民事介入暴力等対策研究会を開催し、相互の緊密な連携を維持する。
(4) 情報収集活動 刊行物掲載情報や一般情報を収集、データベース化し、広報や相談、講習等の事業に活用する。
(5) 北陸三県暴力追放運動推進センター情報連絡会の開催 富山県及び福井県のセンターと情報連絡会を開催し、北陸三県における暴力団追放活動や暴力団情勢等について情報交換を行うとともに、相互の緊密な連携を維持する。
(6) 監視活動 年度当初に暴力追放監視員70名を委嘱し、活動要領等について研修を行い、暴力団事務所等の監視活動を推進する。
3 少年に対する暴力団の影響力排除事業
(1) 少年警察団体等との連携 少年補導員連絡協議会や警察、行政機関と協力し、少年に対する啓発講話の実施や啓発資料の配布等によって、暴力団の実態を教示し、暴力団への加入阻止、暴力団関係者との交友阻止等を図り、少年を暴力団から守る。
(2) 少年指導委員研修の実施 少年指導委員を対象に暴力団の情勢、関係法令、少年を守る活動の推進方策等について研修を行う。

<p>4 民間の暴力団排除活動団体等に対する援助事業</p>
<p>(1) 活動に対する支援 民間の職域及び地域の暴力団排除活動団体等に対して、啓発講話の実施や啓発冊子・ポスター等の配布、啓発DVDの貸出などを行い、自主的活動を支援する。</p> <p>(2) 活動支援金の支給 民間の職域及び地域の暴力団排除活動団体等を対象に活動支援金を支給し、自主的活動を財務面からも支援する。</p>
<p>5 不当要求防止責任者講習事業</p>
<p>(1) 不当要求防止責任者講習の開催 石川県公安委員会から不当要求防止責任者講習を受託し、暴力団による被害の防止を図るため、県内の事業者が選任した不当要求防止責任者を対象に、県下一円において開催する。</p> <p>(2) 民暴弁護士による講義 センター、警察の部内講師のほかに、金沢弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士を部外講師として招へいし、法律専門家の講義も実施する。</p> <p>(3) 効果的な講習の実施 講習では、暴力団情勢や暴力団対策、不当要求への対応要領等を教示するほか、教本や啓発冊子、対応マニュアル等各種資料の配布、パワーポイントの活用、啓発DVDの視聴などにより、効果的な講習を行う。</p> <p>(4) 受講者数の拡大 新聞、テレビ、ラジオ等の媒体を積極的に活用するなどして、不当要求防止責任者の選任を広く推奨し、受講者数の拡大を図る。</p>
<p>公益目的事業 II (暴力団犯罪被害者支援事業)</p>
<p>1 暴力団に関する相談事業</p>
<p>(1) 相談の受理と解決策の教示 相談事業広報をセンター機関誌・ホームページ、啓発冊子、新聞、テレビ、ラジオ等の活用のほか、企業等の研修会や暴力団追放石川県民大会等のあらゆる機会を通じて行い、民事介入暴力、企業対象暴力、行政対象暴力等の暴力団問題に関する相談を面接、電話等によって広く受理し、対応要領、解決策を教示する。</p> <p>(2) 警察、民暴弁護士との連携 相談の解決に法的対応が必要な場合は、相談者の了承を得て、相談案件を警察やセンターの暴力追放相談委員に就任している金沢弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士に引き継ぐなど、両者との連携を緊密にして解決を図る。</p>
<p>2 暴力団被害者に対する見舞金支給、民事訴訟支援その他の救援事業</p>
<p>(1) 見舞金の支給 見舞金の支給に係る事案を認知した際には、適切な調査を実施して、被害者に見舞金を支給する。</p> <p>(2) 民事訴訟等に対する支援 暴力団を相手とした民事訴訟に係る費用や暴力団による重大な物的被害の修復費用、傷害被害の治療費用、暴力団事務所購入費用の借入に係る利子等を無利子で貸し付けするなどして、訴訟等を支援する。</p> <p>(3) 暴力団事務所使用差止請求 法令に基づき、暴力団事務所の付近住民等から委託を受けた際には、暴力団事務所使用差止請求訴訟の提起等を行う。</p>

### 3 暴力団離脱者援助事業

#### (1) 社会復帰支援活動

真に暴力団から離脱した者等の社会復帰を支援するため、警察や石川労働局、金沢保護観察所等の関係機関と連携して、離脱・就労について助言等を行う。

#### (2) 暴力団社会復帰支援連絡会の開催

警察及び石川労働局、金沢公共職業安定所、金沢保護観察所、金沢刑務所、金沢少年鑑別所、湖南学院と社会復帰支援に係る情報の交換・共有及び緊密な連携を図るため、暴力団社会復帰支援連絡会を開催する。